㊞

徳労発基 0909 第１号
令和８年９月９日

徳島地方最低賃金審議会
会長　段野　聡子　　殿

徳島労働局長　亀井　　崇

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、徳島県労働組合総連合から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第２項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

徳島労働局長　亀　井　　崇　殿



２０２６年９月４日

徳島県労働組合総連合
議長　山　本　正　美

２０２６年度徳島県最低賃金の答申に対する異議申出

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている貴職及び関係者の皆様に心から敬意を表します。

徳島地方最低賃金審議会は、８月２４日、今年度の徳島県の地域最低賃金の改定について、現行の1,046円を５７円引き上げて1,103円とし、発効日を１１月１日とする答申をしましたが、私たちは、今回答申は不服であり異議を申し出ます。趣旨並びに理由は以下の通りです。

１．時間額1,500円以上を求めます。

今日の物価高のなかで、時給1,103円は、法が要請する「健康で文化的な生活」や「人たるに値する生活」にはほど遠い額と言わざるを得ません。また、若者が多く流出する都市部との格差も1～3円しか縮まらず、依然として大阪128円、東京177円、隣県兵庫69円と大きな格差があり、働き手の流出に歯止めがかからないと言えます。公益代表委員見解では「徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金額とする考え方で検討」したとしていますが、統計資料はこれまでの賃金格差が反映されているものでそれに基づけば、低い地域はいつまで経っても低いままとなります。賃金の大幅引き上げによりＧＤＰの６割を占める個人消費を拡大することが地域経済活性化につながります。それを円滑に行うためには、中小企業・小規模事業者への対策を抜本的に強化することが必要であり、「賃上げを経済の要とする」国の政策として拡充を強く求めるべきです。その他意見書で述べたとおりです。

２．早期発効を求めます

物価高に苦しむ労働者に１日も早い賃金引き上げが求められるなか、今回も発効日について「公示から30日」とした原則ではなく、11月1日に指定しています。隣県の兵庫との引上げ額の差は僅か1円ですが兵庫の発効日は10月1日で1ヶ月間はこれまでの70円から126円に格差は拡がり、プラス1円ではその損失を埋めることはできません。毎年の発効日遅れで格差は拡がったと言わざるをえません。最低賃金は、10月から改定されると準備してきた事業者も少なくありませんが、指定日によって発効日が変動することで準備や計画に支障が出ることにもなりかねません。公示から30日の発効を求めます。

３．全国一律最低賃金制度の確立を強く求めます。

意見書でも、述べてきたとおり、全国どこでも最低生計費に違いがありません。地域間格差を解消し、地方の人手不足や地域経済を活性化させるためには、全国一律最低賃金制度を確立する以外にありません。政府に最低賃金の全国一律制を確立するよう求めて下さい。

４．専門部会の全面公開を求めます。

専門部会は公開されたものの２者協議と採決は非公開となっていますが、専門部会のほとんどが２者協議ですすめられており、その内容は闇のなかです。県民に開かれた審議会となるよう、２者協議も公開するか、公開している３者協議の場で議論することを求めます。また、採決については、本審での採決が公開されており、専門部会の採決を非公開にする合理性はありません。専門部会の全面公開を求めます。

以上